

議案第15号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
改正が必要な理由と概要

- 1 背景及び趣旨  
非常勤特別職の報酬の見直しを行う。
- 2 改正内容  
代表監査委員の月額報酬を増額する。
- 3 附則  
令和6年4月1日から施行する。

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)報酬		別表(第2条関係)報酬	
職名	報酬額	職名	報酬額
略		略	
監査委員	月額 33,800円	代表	月額 26,800円
		略	
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。